

阪政共第266号  
令和6年7月11日

大阪社会保障推進協議会  
会長 安達 克郎 様

阪南市長 水野 謙二

「2024年度自治体キャラバン行動」要望について【回答】

平素は、行政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度貴団体より、ご要望いただきました標記のことについては、下記のとおり回答いたします。

記

1. 職員問題

①大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり(全国平均20%)、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

【回答】

職員定員の適正管理については、少子化・人口減少が進む中、多様な行政課題に対応していくため職員定員管理計画を策定し、年齢構成の平準化や、行政サービス提供体制の持続性等を踏まえた効果的な職員配置と採用に努めています。

【秘書人事課】

②大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

【回答】

女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進に関する特定事業主行動計画に基づく取組を行い、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の向上に努めています。

【秘書人事課】

③大阪には多くの外国人が住んでいる(現時点での外国人人口と国別内訳をまずご提示いただきたい)にもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。

【回 答】

本市では、相談や各種申請手続で来庁された外国人との円滑なコミュニケーションを図るため、出入国在留管理庁の通訳支援事業(20言語に対応)に登録しており、外国人来庁者・通訳オペレーター・職員の三者間で会話できる体制を整えています。

【秘書人事課】

## 2. こども・シングルマザー等貧困対策及び子育て支援について

①2023年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行った18自治体においては、その報告書をホームページですぐに検索できるように工夫しアップすること。

【回 答】

本市は、2023年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行った自治体ではありません。

【こども政策課】

②子どもの生活実態調査報告で2016年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮I世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態をふまえ以下について要望する。

イ、就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請なども取り入れること。中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており、国基準に上乗せして支給額を増やすこと。

【回 答】

就学援助では、全員に案内を配布し、各学校及び教育委員会窓口にて申請を受付しています。オンライン申請の導入については課題等を含め調査、研究してまいります。支給金額については、国の要保護児童生徒援助費補助金の国庫補助限度額に準じています。本市の厳しい財政状況等を踏まえ、当面、現在の就学援助費制度を維持することに努めてまいります。

【教育総務課】

ロ、朝ごはんを食べていない子どもたちの状況が指摘されている。地域の子ども食堂や NPO 組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。

【回 答】

本市の各学校におきましては、校内の保健委員からの働きかけや朝食づくりの調理実習など、朝食喫食に向けた取組を実施しています。

「朝ごはん会」については、近隣市で取り組んでいることを把握しているため、その状況や成果について研究を進め、必要に応じて関係団体との連携調整を図ってまいります。

【学校教育課】

ハ、大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等は無償提供して協力すること。

【回 答】

本市では、緊急的に食料等を要する生活困窮者等の支援のため、フードバンクを実施している生活協同組合と食料提供に関する協定書を締結する等、必要に応じて食糧支援を行っています。

また、阪南市社会福祉協議会においては、フードバンクを実施している生活協同組合と子ども食堂支援に関する食料提供に関する協定を結ぶなど食料提供を実施する事業者と提携し、子ども食堂運営団体に食糧支援を実施しています。

さらに、緊急的に食料等を要する生活困窮者等へ支援するため、フードバンクを行っている生活協同組合と食料提供に関する協定書を結んでおり、必要に応じて食糧支援を行っています。

加えて、ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等は無償提供することについては、衛生面、個人情報の管理やセキュリティ等の課題を踏まえ、調査、研究してまいります。

【市民福祉課・教育総務課】

ニ、児童扶養手当の申請時及び 8 月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DV に関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

**【回 答】**

児童扶養手当は、その支給要件が離婚等個人のプライバシーに深く関わる事項のため、受給資格の認定にあたっては、プライバシーに触れざるを得ませんが、必要以上にプライバシーに立ち入らないよう配慮しています。

また、面接や電話相談の際には、適宜、他の制度の情報提供を行うとともに、外国語対応が必要な際には、出入国在留管理庁通訳支援事業を活用できる体制を整えています。

**【こども支援課】**

**③子ども及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。**

**【回 答】**

本市では、子ども及びひとり親の医療費助成制度について、無償化の導入には至っていませんが、中学校卒業年度末までの入院時食事療養費の助成を実施しており、令和6年10月から18歳に到達した最初の3月31日まで拡充します。

また、本市の福祉医療費助成制度は大阪府の福祉医療費助成制度に基づき実施しているところであり、妊産婦医療費助成制度の実施については、大阪府の動向を注視してまいります。

**【こども支援課】**

**④小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。**

**【回 答】**

学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設や設備は、設置者（市）の負担とし、それ以外の経費（食材費等）については、保護者の負担と定められています。

現在、紛争による世界情勢の不安定化及び円安の進行により、多くの食材費が急激に高騰し、また光熱費等の品目についても価格が急激に上昇し、給食費を圧迫する要因となる中、このままでは食育として児童・生徒に必要な栄養価を維持しつつ、地産地消など多種多様な食材を用いた献立を提供することが非常に困難な状況となることから、昨年度の2学期から小中学校の1食当たりの給食費の値上げを行いました。その値上げ分の給食費は、保護者負担軽減の観点から公費で負担し、今年度についても保護者負担額は、改定前の金額のまま据え置いています。

教育現場において、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を

身に付けることができるよう、積極的に食育に取り組んでいくことがこれまで以上に重要となっており、今後も本市は、学校給食共同調理場において、児童・生徒の学校給食を集中的に調理理・管理することで学校給食の質・量を維持し、栄養バランスのとれた安全・安心の給食を提供してまいります。

なお、給食費の無償化については、市の財政状況が大変厳しいことを鑑みますと難しい状況です。

また、本市では、保育所・認定こども園・幼稚園の副食費については、国制度に則り、低所得世帯及び第3子以降の子どもは徴収を免除しています。

さらに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食品価格等の物価高騰の影響を受けた本市在住の市内教育・保育施設の利用者（3～5歳児）の令和6年4月分～令和6年12月分の給食費等を無償化しています。

【学校給食センター・こども政策課】

⑤学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

【回 答】

健康診断が終了した後、各小中学校が校務支援システムに結果を入力することにより、う歯の保有者や、そのうち未処置歯のある者、その他の歯疾患の人数等の把握に努めています。

受診が必要な者で未受診となっている児童生徒については、再度の受診を促す通知を行う等の対応をするとともに、スクールソーシャルワーカー等と連携する方法についても調査研究してまいります。

【教育総務課】

⑥児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。【学校教育課】

【回 答】

小中学校における給食後の歯みがきについては、これからも各学校の養護教諭等による正しい歯みがき習慣の指導や、歯に関する知識の啓発に努めてまいります。

また、フッ化物洗口についても、その実施方法について、引き続き調査検討を行ってまいります。

【学校教育課】

⑦障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者） 歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

【回 答】

現在、市ウェブサイト「歯科医療機関一覧」において、市内の歯科医院での障がい者治療の実施の有無を掲載しています。今後も必要な情報が必要な人に届くよう、周知・啓発に取り組んでまいります。

【健康増進課】

⑧最新の奨学金パンフレットを作成するとともに自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

【回 答】

貸付などの相談があった場合は、大阪府作成のパンフレットを活用し、可能な限り奨学金などの制度の情報提供を行っています。

また、パンフレットについては、市ウェブサイトからも確認ができるようにしており、奨学金に関する説明会を毎年、より多くの参加が見込まれる土曜日に実施しています。

本市独自の奨学金制度は設けていませんが、今後、他市町の状況をみながら調査・研究してまいります。

【学校教育課】

⑨公営住宅（府営住宅以外）の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

【回 答】

本市において、市営住宅等の公営住宅はございません。

【都市整備課】

⑩保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。

【回 答】

本市では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和6年に市内の私立認定こども園が新規採用した保育士等1人につき、25万円を上限とした補助金を支給しています。

また、国及び大阪府の交付金を積極的に活用し、処遇改善による留守家庭児童

会の支援員等の確保対策を行っており、引き続き処遇改善に努めます。

【こども政策課・生涯学習推進】

⑪役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi-Fiにアクセスできるようにすること。

【回答】

本市では、公共性の高い図書館及び防災拠点の防災コミュニティセンターにおいて、フリーWi-Fiを導入するとともに、文化センター及び3公民館では、利便性の向上を図るため、利用者に対しスポットWi-Fiを開放しています。

なお、現時点でフリーWi-Fiの未導入の公的施設については、今後、施設の特長やフリーWi-Fiの必要性を勘案し、導入の是非を適宜検討してまいります。

【行財政構造改革推進室】

⑫万博予定地の夢洲は、下水汚泥など96万トンが埋め立てられた島であり、メタンなどの可燃性ガスが発生し続けており3月28日の万博会場工事におけるガス爆発事故は、汚泥を埋め立てた人工島の表面をアスファルトやコンクリートなどで覆って多くの人を集めるイベントを開催する会場とするにはあまりにも危険であることを証明した。また、駐車場からゲートまで片道30分の道のりに屋根はなく、炎天下や大雨の中を歩かなければならない。となりのカジノ建設現場からは有害物質を含む粉塵が舞い上がっている。子どもたちが学校ごとにまとまって弁当を食べる屋根付きの場所は限られており炎天下で弁当をとらざるを得なくなる学校も出てくる可能性がある。子どもたちのいのちを守る、安全を確保する具体的な方策が示されていない中で学校行事として万博に子どもの参加をさせないこと。

【回答】

2025年大阪・関西万博については、最先端の技術やサービス等に直接触れることができる機会であり、各校と教育委員会とで連携し、参加について検討しています。

本市といたしましても、子どもたちが安全に参加できることが重要であると考えており、昼食場所や移動の面など懸念される点については、引き続き情報収集を行いながら、検討を進めてまいりたいと考えています。

【学校教育課】

### 3. 医療・公衆衛生

①国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化（マイナ保険証）の方針に基づき、本年12月2日より、現行の健康保険証が廃止される（1年の

経過措置あり)。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応を自治体に求めてくる。こうしたことを受けて、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。

見本／東京保険医協会ホームページに小金井市、調布市の「意見書」PDFが掲載

保険証存続を求める協会陳情 調布・小金井2市で採択 | 東京保険医協会 (hokeni.org)

#### 【回答】

マイナ保険証における「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送等については、本市においても大きな業務増となっています。

このような中、国への意見・要望については、職員の業務量増のみでなく、被保険者が従来通り混乱なく医療機関等へ受診できるよう、啓発等を含め大阪府と共同設置の大阪府・市町村国保広域化調整会議等を通じ随時行ってまいります。

【保険年金課】

②新型コロナウイルス感染症が5類の扱いとなったが未だに終息していない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加に傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。大阪府は第8次医療計画を発表したが、新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内の保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

#### 【回答】

保健所の保健師などの人材確保については、大阪府において適切に対応されていると認識していますが、公衆衛生分野の体制を維持・強化できるよう、大阪府や近隣市町と連携し、要望してまいります。

【健康増進課】

③PFASの実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施す

ること。さらに市町村が実施する PFAS 対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS 相談窓口」を設置し周知徹底すること。

【回 答】

PFOS については、国内における製造・輸入は原則禁止されているにも関わらず複数の汚染事例が報告され、現在厚生労働省をはじめとした省庁において対策の検討等を進められていることは承知しています。

そのため、国・大阪府・大阪広域水道企業団などの関係機関の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、関係部局と連携し適切に対応してまいります。

【生活環境課】

#### 4. 国民健康保険

①2024 年度からの大阪府統一国保は際限なき国保料の引き上げを引き起こし、自治体が長年の国保行政で積み上げてきた「払える保険料」のための減免制度が廃止となり、被保険者は大きな被害を受けることとなる。各市町村は国保が貧困を拡大している現実から目をそらさず、統一の問題点を強く大阪府に意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

【回 答】

令和 6 年度からは大阪府国民健康保険運営方針に統一され、本市におきましては、広域化当初から保険料の算定について大阪府が示す標準保険料率としており、本市のような財政基盤の脆弱な市町村におきましては保険料率が平準化され広域化による効果は、大きいものと考えています。なお、別途統一に伴う問題点があった場合には、大阪府に意見・要望等行ってまいります。

また、本市国民健康保険財政調整基金については、特定健康診査受診向上対策事業、市独自事業実施の財源に活用いたします。

【保険年金課】

②18 歳までの子どもの均等割を無料に、傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

【回 答】

18歳までの子どもの均等割の無償化や、傷病手当については、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、必要に応じて意見等行ってまいります。

また、制度周知の周知については、市ウェブサイトに掲載するとともに、減免制度の内容については併せて保険料決定通知書に案内文書を同封しています。

さらに、申請における、オンライン申請等は現状実施していませんが、申請用紙については、市ウェブサイトに掲載するなどの対応を行っています。

【保険年金課】

③3月の大阪社保協調査ではマイナンバー保険証の有効期限について自治体は全く把握していないとの結果となった。そうした状況も踏まえ2025年10月の保険証切り替え時には被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

【回答】

国の動向を注視し、大阪府の運営方針に沿って実施してまいります。

【保険年金課】

④国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

【回答】

国民健康保険制度や、国民健康保険料の納付方法の概要について、英語での案内を設置しており、必要に応じて窓口での案内などを行っています。

【保険年金課】

## 5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

①特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

【回答】

特定健康診査については、土日健診や他の検診とのセット実施を行うとともに、受診率の低い若年世代への個別勧奨や、令和2年度から、国民健康保険に加入しており前年度までの保険料を完納している世帯の方に対して、特定健康診査等を受診された場合に市内の事業所で利用できる商品券を進呈する事業等受診率向上対策に取り組んでいます。

また、外国語での案内等については、現在のところ要望がないため配置していませんが、今後の要望等を踏まえ対応してまいります。

さらに、がん検診の分析・評価については、大阪府がん対策条例に基づき、大阪がん組織型検診体制を整備し大阪府下の市町村のデータを取りまとめ、検診

結果を分析しがん検診のマネジメントを実施しており、本市においては、検診未受診者には電話による受診勧奨を行うことで、受診率に努めています。健診案内等の外国語対応については、必要に応じて個別対応してまいります。

【保険年金課・健康増進課】

②大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

【回 答】

成人歯周疾患検診の対象年齢を今年度より拡大し、従来の40・50・60・70歳に加え20歳・30歳を追加しました。

また、成人歯周疾患検診及び妊婦歯科健康診査については、市内歯科委託医療機関において無料で受診することができます。

さらに、在宅患者・障がい者らを対象にした歯科検診については、近隣市町の動向を注視し、本市の体制について調査・研究してまいります。

特定健康診査の項目については、大阪府の国民健康保険運営方針に基づいて実施してまいります。

【健康増進課・保険年金課】

## 6. 介護保険・高齢者施策

①第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

【回 答】

本市では、高齢化が顕著であり、サービス利用者の増加が見込まれています。第9期阪南市介護保険事業計画策定にあたり、要介護者が安全で安心して暮らしていけるよう3年の計画期間で必要となる給付費の見込みと、被保険者数の見込みを基に保険料の見直しを行いました。

また、介護保険給付費準備基金については、高齢化率の上昇に伴う保険料の急激な上昇を抑えるため、適正な金額の取り崩しを行っています。

さらに、国庫負担の引き上げについても、大阪府市長会を通して国に要望して

いますので、今後も国の動向を注視してまいります。

【介護保険課】

②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

【回答】

第1号被保険者における所得段階別保険料については、それぞれの拠出能力に応じて保険料が設定されており、低所得者の介護保険料軽減と資産要件については、今後、他市町の動向を踏まえ、十分に配慮し検討してまいります。

【介護保険課】

③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

【回答】

介護サービス利用者のご負担については、低所得者の置かれている現状を鑑み、国の制度改正等を基に対応してまいります。本市独自の減免制度や軽減措置については、他市の動向を踏まえ、調査研究してまいります。

【介護保険課】

④総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

【回答】

要支援認定者については、総合事業の指定相当（訪問型・通所型）サービスを利用していただいています。要支援認定者の更新時は、ご本人の希望に応じ、基本チェックリストによる事業対象者としてサービス利用をしていただくことや、ご本人の意思を尊重し、要介護（要支援）認定更新申請の受付を行っています。

また、新規利用希望者については、要介護（要支援）認定を受けていただいていることから、総合事業におけるサービスを利用していただいています。

【介護保険課】

ロ、総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護1～5認定者の拡大しないこと。

【回 答】

本市の総合事業は要支援認定者に対し、指定相当（訪問型・通所型）サービスをご利用いただいております。要介護認定者はご利用できません。

また、本市では、住民主体型サービスBを実施し、各実施団体が地域の実情に応じた高齢者支援を行っています。長年、実施団体とつながりサービス利用している要支援認定者が、要介護認定を受けたことで、実施団体のつながりが途切れることがないように、本市及び実施団体は、柔軟に対応しています。

【介護保険課】

ハ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来を保障すること。

【回 答】

本市においては、指定相当訪問型サービスを実施しており、サービス単価については、旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護の従来を介護報酬として定めています。

また、単価については、原則回数に基づく報酬支払いとしていますが、適切なケアマネジメントにおきまして専門的なサービスが必要と認められる場合には、一部包括報酬を認めています。

【介護保険課】

ニ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

【回 答】

地域包括支援センターと連携し、自立支援型地域ケア会議の活用を通してケアプランの検証を行い、重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、利用者の自立支援を推進してまいります。

【介護保険課】

⑤ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【回 答】

保険者機能強化推進交付金等は、市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために創設されたものであり、本市の高齢者の特性や課題等に応じた介護予防や健康づくり等に取り組んでまいります。

【介護保険課】

⑥介護現場の人手不足を解消するため、東京都のように自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

【回答】

処遇改善助成金制度については、他市の動向を踏まえ、国に要望することなどを、検討してまいります。

【介護保険課】

⑦入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】

毎年、特別養護老人ホーム入所申込者の状況調査を実施し、待機状況を確認しており、3年ごとに策定する「阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」で必要な基盤整備数を把握し、整備してまいります。

【介護保険課】

⑧次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1,2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

【回答】

本市では高齢化が進み、後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回り、令和6年5月末時点で高齢化率（65歳以上人口）が34.73%で、3人に1人は65歳以上という現状のなか、介護給付費については今後も増加が見込まれます。今後、全国的にも経験したことのない高齢社会に突入することから、持続可能な制度の運用について利用者の負担割合を含め、国において議論がなされているところです。

また、本市では、居宅要介護被保険者であって、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受ける日以前に居宅要支援被保険者、事業対象者のいずれかに該当し、訪問型サービスB・通所型サービスBのいずれか又はすべてを受けていた者のうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に介護予防・生活支援サービス事業を受ける者についても総合事業の対象者に追加し、画一的な移行はせず、認定者の心身の状況に応じた支援調整を行っています。

今後も、国のケアマネジメントの有料化を含めた検討状況や他市の動向に注視してまいります。

【介護保険課】

⑨高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

【回答】

高齢者の熱中症対策については、熱中症研究を進めている企業や地域包括支援センターと連携し、本市で実施する体力測定会などのイベントにおいて、熱中症に対する知識を持つ者が可能な範囲でアドバイスをを行い正しい知識をもって熱中症対策を個人が行うことができるよう普及啓発に努めてまいります。

また、くらしの安心ダイヤル事業の登録者のうち、日頃から日常の見守りを行っている方については、地域の支援者のご協力を得て、熱中症予防などの注意喚起を行っています。

さらに、熱中症対策における開放公共施設への退避については、困難なケースが発生しているか等、状況の把握、ニーズの把握に努めてまいります。電気料金についての補助制度はありませんが、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増の状況や、他市町の動向を踏まえ、十分に配慮し検討してまいります。

【介護保険課】

⑩介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

【回答】

介護保険関係事務における個人番号の紐付けについては、国等の方針を踏まえ、個人情報漏洩防止を徹底し、適切に対応してまいります。

【介護保険課】

⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

【回 答】

軽度難聴者への公費補助制度はありませんが、難聴は認知症との関連や転倒リスクも高いと考えられることから、補聴器の補助制度について、国や他市の動向を踏まえ、調査研究してまいります。

【介護保険課】

⑫ 新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。

【回 答】

新型コロナワクチン接種費用の公費補助制度はありませんが、高齢者は新型コロナウイルス感染症に罹患すると、重症化等のリスクが高いと考えられることから、国や他市の動向を踏まえ、調査研究してまいります。

また、令和6年度は自己負担額を3,000円とするため公費助成を行う予定です。令和7年度以降の公費助成については、国が示すワクチン接種費用及び近隣市町の動向を踏まえ対応してまいります。

【介護保険課・健康増進課】

⑬ 2022年10月より75歳以上の医療費が2割化され、「2割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は2021年3月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。

【回 答】

高齢者の命と健康の保持のため、高齢者の特性や課題等に応じた介護予防や健康づくり等に取り組み、高齢者ケースワーカーは「福祉専門職」の重度化防止や地域資源の有効活用等を行い、利用者の自立支援を推進しつつ、国や他市の動向を踏まえ、調査研究してまいります。

【介護保険課】

⑭帯状疱疹は80才までに3人に1人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50歳以上の人に帯状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。ワクチン接種公費助成を実施すること。

【回 答】

帯状疱疹ワクチンは、現状、任意接種ではありますが、定期接種化に向けた国の動向を注視するとともに、公費助成については、近隣市町の動向を踏まえ調査・研究してまいります。

【健康増進課】

## 7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

【回答】

介護保険法第27条8項の規定に基づき、要介護認定は、その申請のあった日に遡ってその効力を生ずる法的根拠に基づき、運用します。

【市民福祉課】

②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

【回答】

平成27年事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」に基づき、65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行います。単に案内を郵送するだけでなく、介護保険法の規定により保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障がい福祉サービス利用者に与えることがないように、適用関係通知においては介護給付費等の支給が可能な旨を利用者及び関係者に市担当職員や相談支援専門員が行っています。

【市民福祉課】

③介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和5年6月30日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

【回答】

「適用関係通知」、また令和4年6月にとりまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書を受け、令和5年6月30日に発出された「障害者の日常生活及

び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」等により、介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能であるとのことから、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはせず、障がい福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて、市において判定会議を行い、必要に応じて障がい福祉サービスの上乗せ給付を行っています。

【市民福祉課】

④介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

【回答】

「ふくしのてびき」の冊子や本市のウェブサイトには、「ふくしのてびき」を掲載しており、「※介護保険の要介護認定・要支援認定を受けられた方は、介護保険サービスが優先されます。ただし、障がい者の固有のサービスが必要と認められる場合や、介護保険にはないサービスについては、障がい福祉サービスが利用できます。」と記述しています。

【市民福祉課】

⑤介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

【回答】

本市では、介護保険対象となった障がい者については、丁寧に説明を行い、介護保険への移行をお願いしています。介護保険への移行が完了するまでは、障がい福祉サービスを継続してご利用いただき、現行通りの基準を適用しています。

また、国への要望については、大阪府市長会を通して、「障害者総合支援法における自立支援給付と介護保険制度との適応関係において生じている実施市町村の差を解消するため、統一的な基準を示されたい。」と要望しています。

【市民福祉課】

⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

**【回 答】**

大阪府市長会を通して、「障害者総合支援法における自立支援給付と介護保険制度との適応関係において生じている実施市町村の差を解消するため、統一的な基準を示すとともに、併給対象者に関する市町村負担を軽減するため、新たな国庫負担基準を創設されたい。」と、国へ要望しています。

**【市民福祉課】**

⑦ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

**【回 答】**

障がい福祉サービス利用者が、総合事業におけるサービスを利用する際には、適切なケアマネジメントに基づき、専門的なサービスの必要性について検討してまいります。

また、障がいのある方の福祉ニーズについて理解のある介護従事者の育成支援に、障がい福祉担当課と連携し取り組んでまいります。

**【介護保険課】**

⑧障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

**【回 答】**

障がい福祉サービスについては、市町村民税非課税世帯は、利用者負担は、ありません。

また、65歳になるまでに5年以上、介護保険サービスと同内容の障がい福祉サービスを利用されていた市町村民税非課税世帯の方で、要介護認定にて介護保険サービスに移行された方は、一旦介護保険の自己負担分をお支払いいただきますが、障害福祉相当介護保険サービスの自己負担分について、新高額障害福祉サービス等給付費にて還付されます。

**【市民福祉課】**

⑨2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

**【回 答】**

重度障害者医療費助成制度については、大阪府の福祉医療費助成制度の改正により、令和3年4月から精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院についても助成対象になっています。

本市の財政状況から自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設については困難な状況であり、ご理解賜りますようお願いいたします。

【市民福祉課】

## 8. 生活保護

①コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

### 【回答】

扶養照会においては、保護の実施要領に基づき対応するとともに、保護申請については、保護の相談時における制度説明を行い、申請権の侵害とならないよう適正に対応しています。

【生活支援課】

②大阪府および18市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮度I世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。

札幌市生活保護ポスター

<https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

寝屋川市生活保護チラシ

[hogoshinseisodan.pdf](http://hogoshinseisodan.pdf) (city.neyagawa.osaka.jp)

枚方市生活保護ホームページ

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007864.html>

### 【回答】

生活保護は法定受託事務であることから、住民（国民）向けポスターの作成については、国が行うものと考えています。

【生活支援課】

③ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりに配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとする。

**【回 答】**

本市においては、平成3年の福祉事務所発足当時から社会福祉主事任用資格を持つ正規職員のケースワーカーであり、現在は標準数に基づくケースワーカーが適正配置されています。

また、阪南市人材育成基本方針に沿って研修を実施し、福祉専門職としての知識と技術の研鑽に努めています。保護の決定通知書については、所定の様式に加えて、収入や手当、年金等の変更の際はその内容を追記し、必要に応じ対面で説明を行っています。

**【生活支援課】**

④シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。

**【回 答】**

本市ケースワーカーは地区担当制で対応しており、シングルマザーや独身女性の対象者でDV等の諸事情から女性ケースワーカーを希望される方に対しては、個別に配慮するようにしています。また、性別が逆の場合も同様です。

**【生活支援課】**

⑤自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

**【回 答】**

本市においては、「生活保護のしおり」としてルビを打ち、平易な表現で生活保護制度を説明したしおりを作成し、カウンターに配架しています。申請用紙は添付していませんが、

面接相談において、セーフティネット支援を含めた要件を十分に説明し、権利・義務の周知徹底、必要な助言に努めています。

**【生活支援課】**

⑥警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

**【回 答】**

本市においては、警察官OBの配置、「適正化」ホットライン等は実施してい

ません。

【生活支援課】

⑦物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。

【回 答】

厚生労働大臣が定めた生活保護基準に基づき保護費を決定しています。

【生活支援課】

⑧住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

【回 答】

平成 27 年 4 月 14 日付厚生労働省通知に基づき、平成 27 年度に住宅扶助を認定しているケースを全件点検し、61%の世帯が新規基準内であり、39%の世帯に経過措置の適用を認めました。

その後、特別基準に該当する案件があれば、ケース診断会議等にて適用の可否を決定しています。

【生活支援課】

⑨医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

【回 答】

医療扶助については、医療扶助運営要領に基づき実施しており、受診している病院や医師より被保護者の傷病に必要な医療を提供いただいています。

【生活支援課】

⑩国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

【回 答】

大学生、専門学校生の世帯分離は、世帯主や本人の相談を受け、世帯の意思を尊重しながら保護の実施要領に基づく対応をしています。

【生活支援課】

## 9. 防災関係

①災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全

でのトイレの洋式化を速やかに実施すること。

【回 答】

災害時に避難所として活用する体育館や公的施設の冷暖房については、スポットクーラーや大型扇風機、石油ストーブを備蓄しており、必要に応じて各避難所で使用することとしています。

また、小・中学校の体育館については、熱中症対策として、令和6年度に気化熱式冷風機を導入する予定です。今年度導入する気化熱式冷風機の効果を検証しながら冷暖房整備について調査研究を進めます。

さらに、体育館のトイレの洋式化についてはも、令和5年度には鳥取東中学校の整備をしており、今後も洋式化の整備ができるよう取り組んでまいります。

【危機管理課・教育総務課】

②能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。

【回 答】

被災者の権利と最低限の被災者支援についての国際基準を定めたスフィア基準は、地域の皆様の安全と福祉を守るために非常に重要なものであると認識しています。

今後、各種計画の見直しの際にはこの基準を尊重しつつ関係機関や地域の皆様との連携を大切にし、安全かつ効果的な計画を実現していきたいと考えています。

【危機管理課】

③高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

【回 答】

高層住宅に限らず、災害時の「要配慮者」への支援対策として、地域の中で日常からの見守り・声掛け活動や災害時の支援体制づくりを行うため、地域ぐるみで災害時要援護者を支え合う「災害時要援護者登録制度(くらしの安心ダイヤル事業)」を実施しています。

【危機管理課】

【 問合せ 】

部 局 名	各課・室	連絡先
総務部	秘書人事課	072-489-4501
	行財政構造改革推進室	072-489-4504
	危機管理課	072-489-4503
市民部	生活環境課	072-489-4514
健康福祉部	市民福祉課	072-489-4520 (障がいサービス担当) 072-489-4521 (障がい手帳・医療・手当担当)
	生活支援課	072-489-4522 (生活困窮・生活保護担当) 072-489-4523 (生活保護医療・介護担当)
	介護保険課	072-489-4524 (介護保険料・給付担当) 072-489-4525 (介護認定担当) 072-489-4526 (介護予防担当)
	健康増進課	072-472-2800
	保険年金課	072-489-4527 (国民健康保険資格・給付担当) 072-489-4528 (国民健康保険納付相談担当) 072-489-4529 (後期高齢者医療担当) 072-489-4530 (国民年金担当)
こども未来部	こども支援課	072-489-4519
	こども政策課	072-489-4518
都市整備部	都市整備課	072-489-4535
生涯学習部	学校教育課	072-489-4541
	教育総務課	072-489-4540
	学校給食センター	072-476-1906

【回答のとりまとめ】

部 局 名	各課・室	連絡先
未来創生部	政策共創室	072-489-4507